

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 2 9 日

企業年金連合会理事長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた
実地監査規制におけるデジタル技術の活用について（周知）

令和 4 年 6 月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（※）」がデジタル臨時行政調査会において決定された。

今般、当該プランに基づき見直し・点検を行う中で、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年改正法」という。）附則第 38 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 25 年改正法第 1 条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「改正前厚年法」という。）第 168 条第 3 項において準用する改正前厚年法第 148 条第 1 項及び第 178 条第 1 項について、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（※）」

（令和 4 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）において、「実地監査規制」に該当する条項に当たるものとして盛り込まれたこと等から、貴連合会への質問及び検査について以下のとおり対応することとしたため、御了知いただきたい。

記

平成 25 年改正法附則第 38 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚年法第 168 条第 3 項において準用する改正前厚年法第 148 条第 1 項及び第 178 条第 1 項の規定による質問及び検査は、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により実施する場合があること。

また、デジタル技術を活用した方式による質問及び検査を行う場合において、平成 25 年改正法附則第 38 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚年法第 168 条第 3 項において準用する改正前厚年法第 148 条第 2 項

及び平成 25 年改正法附則第 38 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚年法第 178 条第 2 項において準用する厚生年金保険法第 100 条第 2 項において準用する同法第 96 条第 2 項の規定により関係者から当該質問及び検査を行う職員の身分を示す証票に係る請求があるときに当該証票を提示するときは、オンライン会議システムの画面越しに提示する等デジタル技術を活用した方式により提示することとしたこと。

(※)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の掲載 URL

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee>

以上